

江東区ソフトテニス連盟規約

第1章 総 則

(名 称)

第 1 条 本連盟は、江東区ソフトテニス連盟と称する。

(組 織)

第 2 条 本連盟は、江東区におけるソフトテニスを統括し、これを代表する団体であって、加入ソフトテニス団体をもって組織する。

(目的および事業)

第 3 条 本連盟は、ソフトテニスの発展および普及をはかり、ソフトテニスを通じて区民の体育の向上と技術の練磨に努め、スポーツ精神を養い、あわせて会員相互の親睦をはかることを目的とし、次の事業を行う。

1. 各種ソフトテニス大会および対抗試合の実施、後援または協賛
2. ソフトテニス普及のための各種講習会の実施または協力
3. 江東区体育協会に対し、江東区ソフトテニスを代表しての加盟
4. 東京都ソフトテニス連盟に対し、江東区を代表しての加盟
5. 墨東五区地域におけるソフトテニスの発展のため、各区の連盟と協力し、各種大会と関連して行う事業
6. その他、本連盟の目的を達成するため、必要に応じ他団体と協力して行う一切の事業

(所在地)

第 4 条 本連盟は、事務所を理事長宅におく。

(機関の設置)

第 5 条 本連盟は、次の機関を置く。

1. 総会（定時および臨時）
2. 常任理事会
3. 監事

第2章 会 員

(会員登録の資格)

第 6 条 連盟会員登録の資格は、原則として江東区内に居住または在勤する個人、および所在するソフトテニス愛好者の団体のメンバーとする。

(新規入会登録)

第 7 条 連盟に新規入会登録を希望する前条の団体または個人は、所定の新規入会登録申込書に第 27 条に定める登録料を添えて申込み、常任理事会の承認をもって新規入会登録され、会員となることができる。

(登録更新)

第 8 条① 会員は、毎年 4 月 1 日までに連盟登録申込様式に必要事項を入力し、担当連盟理事（登録管理担当）宛にメール送信により団体登録および個人登録の更新を行うものとする。
② 4 月 1 日以降の個人登録の追加は、原則として各試合申込締切日までに連盟理事（登録管理担当）宛にメール送信により行うものとする。

(登録料および大会参加料の納入)

第 9 条 会員は、第 27 条の定めにより登録料を、また第 28 条の定めにより大会参加料を納入しなければならない。

(諸 届)

第 10 条 会員は、次の事項に変更があった場合には、速やかに連盟理事（登録管理担当）にメール送信により報告するものとする。

1. 団体名称または氏名
2. 代表者および理事（個人の場合は除く）
3. 住所
4. 部員
5. メールアドレス
6. その他必要と認められる事項

(退 会)

第 11 条 会員は、次の場合には退会したものとする。

1. 会員より申し出があったとき
2. 登録料または大会参加料の納入がなく、支払いの意思がないと連盟が認めたとき

(賞 罰)

第 12 条 加入団体または登録会員にあって、本会の目的達成のために貢献し功績が認められる者について、常任理事会の決議により表彰することができる。

また、本連目連盟規約に著しく違反したり、本連盟の名誉を傷つけた場合は、常任理事会の決議により処罰することができる。

第 3 章 役 員

(役員および員数)

第 13 条 連盟は、次の役員を置く。

会長	1名
副会長	若干名
理事長	1名
副理事長	若干名
会計	1名
常任理事	若干名
監事	1名
理事	各加盟団体より1名

(業務内容)

第14条 役員の業務は、次のとおりとする。

1. 会長は、連盟を代表して会務を統括する。
2. 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときは、その職務を代行する。
3. 理事長は、理事を代表し、日常の業務を執行する。
4. 副理事長・常任理事は、理事長を補佐し、理事長事故あるときは、その職務を代行する。
5. 会計は、連盟の経理事務を担当する。
6. 監事は、会計を監査し、総会において監査報告をする。
7. 理事は、連盟の重要事項および業務一般を管理する。

(選任)

第15条 役員は、総会において選任する。ただし、理事は、加盟各団体の推薦により総会においてこれを承認する。

(任期)

第16条 役員の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時会員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

(顧問および参与)

第17条 本連盟に顧問および参与若干名を置くことができる。顧問および参与は、常任理事会の推薦により会長が委嘱する。

第4章 総会および常任理事会

(総会の権限)

第18条 総会は、全役員および登録各団体の代表者をもって組織する本連盟の最高決議機関とし、本規約に規定する事項および本連盟の組織、運営、管理その他連盟に関する一切の事項について決議をすることができる。

(総会の開催および招集)

- 第19条**① 定時総会は、毎年3月に招集し、臨時総会は、必要がある場合に招集する。
- ② 会長に対し、理事の3分の1以上から総会の目的である事項および招集の理由を示して総会の開催の請求があったときは、会長は請求があった日から4週間以内に総会を開催しなければならない。
- ③ 会長は、総会の開催日の2週間（理事の過半数が承認した場合は1週間）前までに、総会の日時、場所および議案を記載した招集通知を連盟役員にメール配信しなければならない。

(総会の招集権者および議長)

- 第20条**① 総会は、会長が招集し、議長となる。
- ② 会長に事故があるときは、あらかじめ常任理事会で定めた順序に従い、副会長が総会を招集し、議長となる。

(総会決議事項)

- 第21条** 総会は、次の事項を決議する。
1. 事業報ならびに事業計画の承認
 2. 決算報告ならびに予算の承認
 3. 役員を選任
 4. 本規約の改廃
 5. 団体登録料、個人登録料および各種大会参加料
 6. 賞状および賞品の授与基準
 7. その他必要と認められる事項

(常任理事会)

- 第22条**① 常任理事会は、常任理事以上の役員をもって構成し、運営に関する細則を決定し、会務を執行する。
- ② 本規約に定めのない事項については、常任理事会においてその都度協議決定し、臨時総会の決議を得るものとする。
- ③ 常任理事会は、理事長が招集し、議長となる。
- ④ 常任理事会は、原則として隔月に開催する。

(議決権および代理行使)

- 第23条**① 役員は、1個の議決権を行使することができる。ただし、常任理事会においては、理事（常任理事以上の役員を除く）は議決権を行使することができない。
- ② 役員は、本連盟の役員1名を代理人として、議決権を行使することができる。
- ③ 前項の場合には、総会・常任理事会ごとに代理権を証明する委任状を本連盟に提出しなければならない。
- ④ 役員は、前項の代理権を証明する委任状の提出に代えて、連盟理事（会議担当）宛に登録メールアドレスから委任状記載事項をメール送信の方法により提供することができる。

この場合において、本連盟に委任状の提出があったものとみなす。ただし、開封確認メール要求が設定されていない場合で、受信確認ができない場合を除く。

(決議の方法)

- 第24条①** 総会の決議は、登録団体の3分の2以上が出席し、過半数(第21条4号については、3分の2以上)をもって行う。
- ②** 常任理事会の決議は、常任理事以上の役員の過半数が出席し、出席した常任理事以上の役員の過半数をもって行う。

第5章 会計

(運 営)

- 第25条** 本連盟は、会費(団体登録料および個人登録料)、各種大会参加料、江東区体育協会助成金、寄付金その他の収入をもって運営する。

(会計年度)

- 第26条** 本連盟の会計年度は、毎年1月1日から12月31日までの1年とする。

第6章 会費および大会参加料

(会費)

- 第27条①** 会費は、団体登録料と個人登録料の2種類とする。
- ②** 団体に属さない個人会員はもちろん、本連盟の会員団体に所属する者であっても、江東区の公式試合に参加する場合は、個人登録料を最初に参加する試合の受付けのときに納入しなければならない。ただし、江東区民体育大会および連盟主催のオープン戦に参加する場合を除く。
- ③** 団体登録料は、1団体年間3,000円とし、最初に参加する団体戦の受付けのときに納入しなければならない。
- ④** 個人登録料は、1人年間1,000円とし、最初に参加する大会の受付けのときに納入しなければならない。

(大会参加料)

- 第28条①** 大会参加料は、団体戦参加料、個人戦参加料およびミックス大会参加料の3種類とする。
- ②** 団体戦は、前条第3項の団体登録料を納めた会員団体のみ参加できるものとする。
- ③** 大会参加料は、団体戦が1試合1チーム6,000円(高校生以下は3,000円)、個人戦およびミックス大会が1試合1ペア2,000円(高校生以下は1,000円)とする。
- ④** 大会参加料は、試合当日の受付けのときに納入しなければならない。

(沿革)

1. 昭和60年1月 1日：制定、施行
2. 平成 4年1月 1日：軟式庭球をソフトテニスに改定
3. 平成10年3月 ：一部改訂
4. 平成24年3月17日：監事新設、常任理事会を執行機関とする他、実態に合わせて個人登録制度、議決権および代理行使、会費および大会参加料などの条文を新設